

行政事業レビューの
平成 2 5 年度予算概算要求への反映について

1 平成24年度における行政事業レビューの実施について

(1) 平成24年度におけるレビューの取組状況

行政事業レビューは、各府省自らが、予算の支出先等の実態を把握し、これを国民に明らかにした上で、事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させる取組であり、平成23年6月7日の閣議決定において、毎年実施していくこととされたところである。

平成24年度は、国民の視点を踏まえて各府省が主体的・自律的に事業の点検・改善を行っていくことを改めて徹底し、レビューの全行程の実施を通じて行政の効率化・無駄の排除に着実に取り組むこととする。

なお、レビューの実施に当たっては、行政刷新会議から示される方針に基づき全府省共通の方針で実施しているところである。

- | | |
|---------|--|
| 3月9日 | 行政刷新会議 平成24年度の進め方についての意見交換・決定 |
| 5月～6月 | 事業単位の整理／各部局でレビューシートの作成 (23年度分：554、24年度新規分：51) 担当部局による自己点検。レビューシートの作成 |
| 5月24日 | 行政刷新会議において公開プロセス対象事業の名称、予算額及び事業内容の報告 |
| 6月 | |
| 13日・15日 | 公開プロセス 実施 |
| 7月～8月 | 外部有識者によるチーム所見案の点検 |
| 8月7日 | 行政刷新会議 「横断的な事業見直しの視点」を公表 |
| 8月～9月 | チーム所見案及び行政刷新会議「横断的な事業見直しの視点」に基づく平成25年度予算概算要求への反映作業 |
| 9月4日 | 予算監視・効率化チーム会合においてチーム所見の確定 |
| 9月7日 | 平成25年度概算要求書の提出、レビューシート最終版の公表 |

(2) レビュー実施に当たっての基本的な方針

○点検に当たっての横断的見直しの視点

平成22年度及び平成24年度に実施した公開プロセスで明らかになった「横断的な見直しの視点」を活用して点検を行うことが効果的であると考えられたことから、この視点を活用してレビューを実施する。

【国土交通省による横断的見直しの視点】

① 国が実施すべき必要性

国が直接行う必要性、地方や民間の事業に対して国が政策支援を行う必要性について十分検討し、国の役割を踏まえて廃止も含めた見直しを行う。

② 事業効果の検証

政策目的に照らして事業の効果を明確に説明できるか、事業効果が十分に見込めるか、効果の検証ができるかについて十分検討し、廃止も含めた見直しを行い、事業効果の説明・検証が可能な仕組みを構築する。

③ より実効性のある事業手法の検討

政策目的を実現するためにより効果的な事業手法や政策手段がないかを検討し、より実効性のある仕組みへと見直しを図る。

④ 優先度の精査・事業の重点化

採択基準の明確化等により、政策目的に照らして真に必要なもの、緊急性の高いものから実施されるよう、優先順位付けを行うとともに、重点化を図る。

⑤ 事業実施の効率化

各事業において競争性・透明性等を高める取組（競争入札の導入等）を進めることにより、より少ない予算で十分な政策効果の実現を図る。

⑥ 補助金交付の効率化

補助金の交付について団体等を経由しているものについては、その必要性を十分検討し、必要のないものについては直接の補助に切り替えるなど、不必要な関与を排除する。

⑦ 重複の排除等

省内・他府省で同じ又は類似する取組を行っている事業について統合・整理をとともに、民間・他府省・他部局との連携が可能な分野については積極的に進める。

⑧ その他

○行政刷新会議による横断的見直しの視点

平成24年8月7日の行政刷新会議において、各府省が事業の企画・立案や推進、事業実態の検証や改善を行うに当たっての共通する視点について整理され、示されたところ。今後この横断的な事業見直しの視点を踏まえて見直しを進める。なお、これまでの横断的な見直しの視点は全て行政刷新会議の横断的な事業見直しの視点に包含されている。

【行政刷新会議による横断的見直しの視点】

1 事業目的の妥当性・財政資金投入の必要性の検証・改善に当たっての視点

- (1) 国と地方公共団体、独立行政法人、民間等との役割分担の見直し
- (2) 具体的な目標・成果指標の設定が不十分

2 手段の有効性や効率性の検証・改善に当たっての視点

- (3) 事業実施に当たっての競争性の確保、更なるコスト縮減
- (4) 受益者負担の在り方等の検討を踏まえた補助率等の見直し
- (5) 支援対象の選択と集中
- (6) 他の手法での対応の検討

3 活動実績・成果指標の検証・改善に当たっての視点

- (7) 事後の検証・効果の把握が不十分
- (8) 事業の計画・工程管理等の見直し
- (9) 透明化、情報の開示の徹底

4 類似事業や共管事業の検証改善に当たっての視点

2 評価結果及び概算要求への反映状況

(1) 公開プロセスの対象事業の評価結果（計10事業）

| | |
|-------|-----|
| 廃止 | 2事業 |
| 抜本的改善 | 4事業 |
| 一部改善 | 4事業 |
| 現状通り | 0事業 |

(2) レビュー対象全事業の評価結果の概要

| | 現状通り | 一部改善 | 抜本的改善 | 廃止 | 計 |
|---------------------|---------------|----------------|---------------|----------------|---------------|
| 評価結果 | 46 (8.3%) | 284 (51.3%) | 59 (10.6%) | 165 (29.8%) | 554 (100%) |
| (参考) 前回の 評価結果 | 61 (12.1%) | 261 (51.9%) | 52 (10.3%) | 129 (25.6%) | 503 (100%) |

(3) 行政刷新会議による横断的見直しの視点による検証結果

| 行政刷新会議による横断的見直しの視点 | 該当事業数 |
|------------------------------------|-------|
| 1(1) 国と地方公共団体、独立行政法人、民間等との役割分担の見直し | 14 |
| 1(2) 具体的な目標・成果指標の設定が不十分 | 8 |
| 2(3) 事業実施に当たっての競争性の確保、さらなるコスト削減 | 201 |
| 2(4) 受益者負担のあり方等の検討を踏まえた補助率等の見直し | 10 |
| 2(5) 支援対象の選択と集中 | 71 |
| 2(6) 他の手法での対応の検討 | 19 |
| 3(7) 事後の検証・効果の把握が不十分 | 59 |
| 3(8) 事業の計画・工程管理等の見直し | 37 |
| 3(9) 透明化、情報の開示の徹底 | 15 |
| 4 類似事業や共管事業の検証・改善に当たっての視点 | 29 |
| その他 | 124 |
| 合計 | 587 |

※一部重複で該当するものあり

(4) 平成25年度予算概算要求への反映額

約 188 億円 (反映額を特定できるもの)

※平成23年度の行政事業レビューの結果を平成25年度予算概算要求に反映した額であり、これ以外に平成24年度予算において措置済のものもある。

(5) 公開プロセスの結果と平成25年度予算概算要求への反映

| 事業名 | 評価結果 (公開プロセスでの とりまとめコメント) | 行政刷新 会議によ る横断的 見直しの 視点 | 反映内容 | 概算要求への 反映額 |
|-----------------|---|------------------------------------|---|---------------|
| 観光まちづくり人材育成事業 | <u>廃止</u> 観光分野の人材育成のために国が果たすべき役割や目標を改めて検討した上で、具体的な支援策のあり方について再検討すべき | 1(2) | 公開プロセスの結果を踏まえ、「観光まちづくり人材育成事業」については廃止し、平成25年度概算要求には計上しないこととする。 | ▲1.2億円 |
| 長期優良住宅等推進環境整備事業 | <u>廃止</u> 政策目的と手段の整合を図った上で、ゼロベースで事業自体のあり方を考え直すべき。あらためて既存ストックの有効活用の観点から必要な事業があれば長期優良住宅とは別の仕組みとして実施すべき | 2(6) | 上記所見、補記記載の平成24年度行政事業レビュー「公開プロセス」のとりまとめ結果及び行政刷新会議の「横断的な見直しの視点」(他の手法での対応の検討)を踏まえ、長期優良住宅等推進環境整備事業を廃止する。 | ▲2.0億円 |
| 地震津波観測 | <u>一部改善</u> 他機関との連携等による、効率的活効果的な地震津波の観測、情報伝達の体制を整備すべき。契約の競争性向上を進めるべき。 | 2(3) 4 | 潮位データ総合処理装置の更新等による増額。 観測、情報伝達に活用可能な他機関の施設等について他機関に対する情報収集を強化するとともに、新たに他機関のデータの活用による緊急地震速報、津波警報等の高度化について有識者の意見を聴取することにより、効率的かつ効果的な観測体制の整備を図る。 | ▲0.3億円 |

| | | | | |
|----------------|---|------|--|--------|
| | | | <p>地震活動等総合監視システムの更新に当たり、スケジュールを変更し(平成25年度予算要求を見送り)、平成26年度予算要求に向けて、より競争性の高い調達方式となるよう検討を行う。</p> <p>多機能型地震観測中枢局装置の整備に当たり、複数年度契約を行うことにより、コストの縮減を図った。</p> | |
| 既存の河川管理施設の改良事業 | <p><u>抜本的改善</u></p> <p>河川管理施設の状況をデータベースの整備も含め適切に把握すべき。その上で、優先順位や採択の基準を明確にして事業を実施すべき。</p> | 3(7) | <ul style="list-style-type: none"> 河川管理施設の状況を適切に把握するため、来年度中の運用を目標として、河川管理施設の台帳を含む河川維持管理データベースの作成を進める。 作成を進めているデータベースのデータを活用し、採択基準を明らかにした上で、災害発生時の影響や改良の緊急性等により具体的な優先順位を明確化する。 | — |
| 港湾環境整備事業 | <p><u>一部改善</u></p> <p>需要予測、事業の優先順位、適切な費用管理のあり方を検証すべき。受益者負担の観点から、地方自治体等の費用負担のあり方を改めて検証すべき。</p> | 2(4) | <p>(需要予測、事業の優先順位の検証について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物埋立護岸における廃棄物受入計画(需要予測)の精査、護岸の整備状況に対応した残余確保年数の余裕度合の精査等を行い、事業の優先順位付けを行い、概算要求へ反映した。 <p>(適切な費用管理のあり方の検証について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 港湾管理者における収益納付額の算定に必要な収支の管理方法の実態を把握した上で、適切な収支管理を確実にを行うよう周知徹底することとしている。 <p>(地方自治体等の費用負担のあり方の検証について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の捨て込みを行う場 | ▲1.5億円 |

| | | | | |
|-------------------|--|----------------------------------|---|---|
| | | | <p>合の港湾管理者と市町村の費用負担の考え方については、廃棄物処理の費用負担のあり方、収益納付の仕組み、他の補助制度との関係等について関係者との検討・調整を行い、費用負担の考え方について検証を行った後、関係者に周知することとしている。</p> | |
| 都市防災関連事業 | <p><u>一部改善</u> 特殊地下壕の全体像を把握した上で、計画的に対応すべき。また、事業が進まない原因を検討し、事業実施方法を工夫すべき。危険箇所情報の開示のあり方を検討すべき。</p> | <p>1 (2) 2 (5) 3 (9)</p> | <p>・対策が必要な特殊地下壕の全体像を明らかにするとともに、平成28年度までに人命に関わるものは埋め戻し事業を完了し、それ以外のものについては最低限の安全を確保するという観点で地方公共団体に年次計画を策定させる。対策が必要な特殊地下壕の全体像と、そのうち平成25年度に対策を講ずるものを把握し概算要求に反映させ、年度内には特殊地下壕の状況に応じた対策の年次計画策定を完了する。</p> <p>・人命に関わることから埋め戻しの対応を行うものと、入口の閉鎖等の措置で対応するものとに仕分け、対応にメリハリをつけることを基本として事業実施方策等の検討を行う。</p> <p>・周辺住民の安全確保や事業促進の観点から特殊地下壕の詳細位置等の情報公開、周辺小中学校、自治会への周知など情報伝達を含めて情報開示の方法を検討する。</p> | — |
| 道路事業 (直轄・維持管理) | <p><u>一部改善</u> 維持修繕費用の将来推計を適切に行い、データの開示等に取り組むべき。一者応札について更なる改善を行い、競争性向上にしっかりと取り組むべき。</p> | <p>2 (3) 3 (9)</p> | <p>・維持修繕費用の将来推計に関しては、地方公共団体管理分も含めた社会資本について、実態を把握した上で維持管理・更新費用の将来推計を実施することとしており、年度内には推計結果を公表する予定。</p> <p>・一者応札の更なる改善に関しては、24年度に入札に参加しなかつ</p> | — |

| | | | | |
|--------------------|--|--------------|---|--------|
| | | | <p>た企業に対して課題等を把握する調査を実施したところであり、この結果を基に、技術者の実績要件を緩和するなど、25年度の発注に際して具体的な改善策を講ずる予定。</p> | |
| <p>ハイジャック・テロ対策</p> | <p><u>抜本的改善</u> 関係者の役割分担を含む資金スキームのあり方について、より効率的な事業執行を図る観点から改めて検討すべき。</p> | 2(4) | <p>評価結果に対しては、引き続き、検査機器の点検結果を踏まえた更新時期の柔軟化等によるコスト削減に取り組む。また、公開プロセスで各委員からいただいたご意見を踏まえ、外部有識者からなる検討会を設け、国と航空会社の役割分担を含む資金スキームのあり方について検討を行う。</p> <p>なお、反映額については、保安検査機器の点検保守結果を踏まえた更新時期の柔軟化等によるコスト縮減などにより要求額を圧縮している。</p> | ▲0.6億円 |
| <p>航路標識整備事業</p> | <p><u>抜本的改善</u> 調達の競争性を高めるべき。技術革新も踏まえ、光波標識の必要性を検証すべき。</p> | 2(3) 3(7) | <p>○調達の競争性に関する検討状況 仕様書について、新規参入を阻害する項目の有無について事業者に対する聞き取りを実施した。これを踏まえ、平成24年度中に下記の見直し作業を行う。</p> <p>①事業者の技術審査要件について、ISO9001(国際的な品質管理の規格)の取得により、提出資料の大幅な削減を可能とする仕組みを導入し、入札者の拡大を図る。</p> <p>②汎用品の導入については、従来よりディスプレイ、通信機器、テレビカメラなどに汎用品を導入しているところであり、今後、外国製品を含め技術適合性調査を行い、さらなる汎用品の導入による競争性の拡大を図る。</p> <p>○光波標識の必要性の検証に関する</p> | ▲0.7億円 |

| | | | | |
|------|--|------|---|--------|
| | | | <p>る検討状況</p> <p>今般の公開プロセスの結果を受け、平成25年度中に全ての光波標識の利用状況調査を行うこととする。加えて、通航船舶のGPS等の航海計器の利用実態、光波標識の配置の適否について検討することにより、光波標識の適正数を把握することとする。</p> <p>平成25年度において、通航船舶の減少、通航実態の変化等により必要性が低下した光波標識について、利用者との個別の合意を得たものを廃止する。</p> <p>○平成25年度要求におけるコスト縮減額 0.7億円</p> <p>本額は調達の競争性を高めた結果縮減するものである。なお、平成25年度における光波標識の廃止により、平成26年度以降においても、廃止による建て替え経費の節減が見込まれる。</p> | |
| 地価公示 | <p><u>抜本的改善</u></p> <p>他の土地評価制度との関係を整理した上で、標準地の地点数の絞り込みを行い、より効率的に事業を執行すべき。</p> | 1(1) | <p>現行26,000地点から10%以上の削減を行う。更に、外部有識者による委員会を設置し、制度面のあり方まで含めた抜本的な検討を行う。</p> | ▲3.8億円 |

(注)「行政刷新会議による横断的見直しの視点」の番号との対応は以下のとおり

- 1 事業目的の妥当性・財政資金投入の必要性の検証・改善に当たっての視点
 - (1) 国と地方公共団体、独立行政法人、民間等との役割分担の見直し
 - (2) 具体的な目標・成果指標の設定が不十分
- 2 手段の有効性や効率性の検証・改善に当たっての視点
 - (3) 事業実施に当たっての競争性の確保、更なるコスト縮減
 - (4) 受益者負担の在り方等の検討を踏まえた補助率等の見直し
 - (5) 支援対象の選択と集中
 - (6) 他の手法での対応の検討
- 3 活動実績・成果指標の検証・改善に当たっての視点
 - (7) 事後の検証・効果の把握が不十分

- (8) 事業の計画・工程管理等の見直し
- (9) 透明化、情報の開示の徹底
- 4 類似事業や共管事業の検証改善に当たっての視点

3 今後の進め方

- 外部有識者が参加する国土交通省予算監視・効率化チーム会合（9月4日）において、チーム所見の確定及び概算要求への反映状況を報告。
- 平成25年度概算要求書の提出と合わせ、レビューシートの最終公表（9月7日）